

消 防 災 第 2 0 6 号
平成15年10月29日

各都道府県消防防災主管部長 様

消 防 庁 防 災 課 長

林野火災の予防及び消火活動について（通知）

気候の温暖化に関連するといわれている異常気象等に伴い、林野火災は従来とは異なる様相をみせており、いったん拡大すると消火に多くの困難を伴うため、その対策が喫緊の課題となっています。

当庁としては、この課題を検討するため平成14年度において研究会を設置し、予防対策のあり方、消火活動のあり方、新しい技術による火災情報収集・共有の観点から検討を行い、その結果については「林野火災対策に係る調査研究報告書」（平成15年3月 総務省消防庁・農林水産省林野庁発行）のとおり取りまとめ、別途送付したところです。

このうち、報告書の中で示された火災気象通報については、各气象台における一ヶ所の観測値をもとに通報されているため、その対象が基本的に県内全域といった広範囲となり、また春先には通報日数が連続して長期に及ぶなど、運用上の問題点が指摘されています。これらの問題点の解決のため当庁と気象庁で協議を行ったところ、全国各消防本部で得ている観測情報を管轄气象台に提供し、各气象台は多地点の情報を集約し、より実態に則した火災気象通報を発表できる見通しを得、現在その運用について調整を図っています。

一方、ヘリコプターを活用した消火活動のあり方については、空中から情報収集等を行うための自衛隊や警察機関に対する協力依頼につき、当庁と関係省庁との間で、今後、実施にあたっての具体的な検討を進める予定です。

林野火災の空中消火については、これまで昭和50年3月18日付け消防庁防災課長通知「林野火災空中消火の運用について」により運用されてきたところですが、当時と較べて消火活動に使用するヘリコプターを保有する地方公共団体が増えたこと、消火薬液より水を頻繁に散布する消火活動の例が増えたこと、及び空中消火の運用において直接消火法が主体となってきたこと等を踏まえて内容を見直し、他省庁との調整を視野に入れつつ、林野火災予防対策も含めて下記のとおり改正することとしたので、御了知のうえ、管内市町村及び消防本部への周知のほどよろしく申し上げます。

なお、本通知に伴い、昭和50年3月18日付け消防庁防災課長通知「林野火災空中消

火の運用について」は、廃止することとします。

記

1 林野火災の予防対策のあり方

(1) 火災気象通報や火災警報等の発表

林野火災を未然に防ぐため、消防法第22条第1項に基づく火災気象通報が各気象台長から管轄都道府県知事を通じて市町村長に通報され、その通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、各市町村長が同条第3項に基づき火災警報を発令できることとなっている。

このたび、火災気象通報について、気象庁との協議の結果、下記の点において基本的な合意に至ったので、今後各気象台が示す火災気象通報のあり方について、火災予防対策上地域の実情にあったより効果的な内容となるよう、各都道府県は市町村の意見を十分聞きつつ、管轄気象台との間で協議のうえ、調整を進められたい。

ア. 各消防本部は、計測中の湿度、風向、風力や積雪などのデータを、1日1回定期的に管轄気象台へ提供することを検討する。

イ. 各気象台は、従来から把握している観測値のほか、新たに各消防本部から提供されるデータを踏まえ、より実態に則した実効性のある通報を行うために、気象庁で設定した二次細分区域(*1)毎の情報から構成される火災気象通報の発表を行う。

(*1)二次細分区域：注意報・警報に用いられる発表区域として、気象・災害特性、行政機関の管轄範囲等をもとに県内を複数区域に分割して定めたもの

(2) ヘリコプターによる警戒活動

林野火災発生の危険が高まったとき、ヘリコプターに消火用資機材を装着して巡回監視することは、林野火災発生防止の観点から有効である。但し、出動中に救助や救急など他の災害事例が生じた場合には的確に対応する必要があることから、消防・防災航空隊は、当該消火用資機材の取り外しを迅速に行えるよう配慮する。

2 林野火災の消火活動のあり方（ヘリコプターの活用）

(1) 林野火災の空中消火

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより水又は消火薬液〔以下「水等」という。〕を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う林野火災の防ぎよである。〔以下「空中消火」という。〕

空中消火は、水等を火災地点に直接散布して消火する方法（直接消火法）と、火線の前方に予め水等を散布して防火帯をつくることにより火災の延焼阻止を図る方法（間接消火法）とに大別される。

(2) ヘリコプターの派遣要請

林野火災の場合、地上での防ぎょ活動が困難な場合が多いことから、空中消火の有効性が認識されている。したがって、火災発生を覚知した場合、早期に空中消火の実施体制を整えることが被害軽減に役立つことから、以下の事項に留意して早急に対応を図るものとする。

ア. 消防・防災航空隊への事前通報

消防本部は、林野火災を覚知した場合、同一都道府県内の消防・防災航空隊に第一報を入れ、航空隊が出動に備えて林野火災におけるヘリコプター用消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにする。

イ. 同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの要請

要請側市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）の長は、日没までの活動可能時間に配慮して、できるだけ早期に同一都道府県内に消防・防災航空隊を有する首長に対して消防・防災ヘリコプターを要請し、災害状況の把握や消火活動を行う。

ウ. 他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの要請

要請側市町村の長は、強風・乾燥注意報や火災気象通報が発表されており延焼拡大が予想される場合などについては、火災覚知直後に同一都道府県内のヘリコプターとあわせて他の都道府県のヘリコプターの要請を行うことを考慮する。

エ. 消防・防災ヘリコプターの要請にあたって提供すべき情報

要請側市町村が同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの要請にあたって提供すべき情報については、各都道府県における消防・防災ヘリコプターの応援協定による。

他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの要請にあたっては、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号、最終改正 平成12年12月25日付け消防救第316号）に基づき、要請側市町村の消防長は同一都道府県の知事及び応援側市町村の消防長に対し、次のような事項を明らかにする。

(ア) 要請先市町村

(イ) 要請者・要請日時

(ウ) 災害発生日時・場所・概要

(エ) 必要な応援の概要

また、要請側市町村の消防長は、要請後できるだけ速やかに、次の事項を応援側市町村の消防長及び要請側都道府県の知事に提供する。

(ア) 必要とする応援の具体的内容

(イ) 応援活動に必要な資機材等

(ウ) 離発着可能な場所及び給油体制

(エ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

(オ) 離発着場における資機材の準備状況

(カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況

- (キ) 他にヘリコプターの応援を要請している場合における、ヘリコプター保有市町村消防本部名または都道府県名
- (ク) 気象状況
- (ケ) ヘリコプターの誘導方法
- (コ) 要請側消防本部の連絡先
- (サ) その他必要な事項

オ. 応援ヘリコプター機数の判断

要請側市町村は、要請する応援ヘリコプターの機数について、給水場所、予想活動時間、離着陸場の場所等を考慮しながら判断する。なお、日頃から消防本部と航空隊が合同で図上訓練などを実施し、火災規模や諸条件に応じた必要機数の判断の目安をたてておく。

カ. 自衛隊ヘリコプターの要請

消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、自衛隊のヘリコプターの派遣を要請する場合には、自衛隊法施行令第106条第1号から第3号に掲げるものの他、以下の事項について連絡する。

- (ア) 派遣航空機の離着陸場の位置
- (イ) 現地対策本部等設置場所
- (ウ) 現地対策本部等への連絡要領

なお、自衛隊ヘリコプターの派遣にあたっては、日没までの活動可能時間等を考慮して早期の要請に努めるとともに、正式要請前に事前連絡を行い、できる限り消火活動までの時間短縮を図る。

キ. 同時多発火災の考慮

春先の乾燥・強風時においては林野火災が多発する可能性があり、応援要請先のヘリコプターが他の林野火災に出動していることも想定される。消防・防災ヘリコプターの出動要請にあたっては、要請側市町村は、広域的な状況を把握するため、ヘリコプターの運航に関する種々の情報の登録、検索を通じて当日の各航空隊の状況が把握可能となる消防庁の防災情報システム・ヘリコプター運航情報サブシステム（平成9年度整備）を活用されたい。

(3) 指揮・情報連絡体制

林野火災の現場においては、火災や活動に関する情報を収集したうえで、決定した防ぎょ方針や戦術を各部隊に伝達し運用するために、現地指揮本部を設置することとし、地元の消防長または消防署長を最高指揮者とする。また、現地指揮本部は、消火活動等に携わる以下のような機関の現場責任者により構成することが望ましい。

- ア. 地元消防機関
- イ. 地元市町村
- ウ. 地元都道府県
- エ. 消防・防災機関の応援隊
- オ. 自衛隊派遣部隊
- カ. 林野関係機関

キ. 地元警察署

ク. 必要に応じその他関係機関

なお、情報収集については、現場状況を迅速、的確に把握していくため、早期にヘリコプターから連絡を受けるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム（ヘリテレ）の活用を図る。また、必要に応じて、消防・防災ヘリコプターのほか適宜出動中のヘリコプターに搭乗し、空中から状況把握を行うことも有効である。

（４）ヘリコプター受入体制

ア. 離着陸場

離着陸場は、事前に候補地を選定しておき、これらのなかから林野火災の発生場所、要請したヘリコプターの機数や機種に応じて適地を使用する。その際には、以下の事項に留意する。

- （ア） 火災現場に近いこと。
- （イ） 周囲に立木、送電線、鉄塔等の飛行障害物がないこと。
- （ウ） 民家、果樹園、牧場等の近隣を避けること。
- （エ） 気流が安定した場所とすること。
- （オ） 消防・防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターの離着陸場をできる限り別に確保すること。
- （カ） ヘリコプターの大きさに合わせて、所要の広さを確保すること。概ね、消防・防災ヘリコプターの場合 30m×30m 程度、自衛隊中型ヘリコプターの場合 50m×50m 程度、自衛隊大型ヘリコプターの場合 100m×100m 程度の広さが望ましい。なお、補給作業を行う場合は、必要な広さ（30m×30m 程度）を確保すること。
- （キ） できる限り平坦な場所で、舗装面または芝地・草地とすること。

イ. 給水場所

給水方法に関しては、自然水利からの自己給水とポンプ車等による地上給水があるが、前者の方が消火作業効率がよいため、できる限りこれを優先する。また、以下の事項に留意して場所を決定する。

- （ア） ヘリコプターの大きさに合わせて、自己給水ポイントの水深を考慮し選定すること。
- （イ） 消防・防災ヘリコプターと自衛隊大型ヘリコプターの給水場所をできる限り別に確保すること。
- （ウ） 多くのヘリコプターが活動する場合は、上空での待機や機体の錯綜を防ぐため、できる限り複数の給水場所を選定すること。
- （エ） ア. 離着陸場（ア）～（ウ）を参考にすること。

ウ. 給油場所等

給油場所や燃料について、燃料の調達は急を要するため、事前に緊急時の調達及び輸送について関係者と調整しておく。その際、以下の事項に留意する。

- （ア） 離着陸場に給油場所を設けるか、または最寄の飛行場で給油できるようにすること。

- (イ) 安全性や効率を考慮すると、ドラム缶よりタンクローリーによる給油の方が望ましい。
- (ウ) タンクローリー給油の場合は、車両のアクセスを考慮すること。

(5) 空中消火の方法

ア. 消火薬剤の使用

最近の林野火災消火では、基本的に薬剤を使用することなく散水を頻繁に繰り返す方法によって、十分に消火効果を上げるケースが多くなっている。

消火薬剤の有効性については、一般的に消火能力が高く、水量の限られた状況下では消防活動上有効であるとされている反面、薬剤の攪拌に人手をとられたり、環境面での影響の懸念も指摘されていることなどを十分に踏まえたうえで、その利用の可否を判断していくことが必要である。

各自治体においては、薬剤を使用する場合の利点と問題点を勘案し、総合的に薬剤使用の有無、使用する場合の量や散布地域を判断することとする。

また、応援要請を行う自治体側は、自衛隊に対して、事前に薬剤使用の有無にかかる方針を示し、十分に調整を図っておくこととする。

イ. 空中消火法

空中消火の実施にあたっては、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険、活動ヘリコプター機数ほかの諸条件を考慮したうえで、状況にあった最適な消火法を選定し、実施する。

(6) ヘリコプターの安全対策と連携体制の充実

ア. 安全対策

「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」(平成8年1月26日付け空航第35号及び空保第5号)に基づき、消防機関等の場外離着陸場管理者は、ヘリコプターの円滑な活動の支援及び輻輳するヘリコプターの安全確保を図るため必要と判断した場合、空港事務所に対して航空情報(ノータム)の発出を要請するとともに、航空波により現場周辺空域の活動ヘリコプターに対して航空交通情報を提供するなど、その運用に配慮する。

イ. 連携体制

ヘリコプターを活用した消火活動を円滑に行うために、日頃から消防本部と消防・防災航空隊との連携訓練を実施するなど、地上部隊やヘリコプターの連携体制の充実に努める。

(7) 森林情報の共有

林野火災防ぎょに必要な各種情報を掲載した林野火災防ぎょ図を、消防部局及び林野部局ほか関係部局で共有し、常に最新の情報のもとに、その活用を図る。特に、GIS(地理情報システム)を活用し、道路や水利施設、飛行障害物等のほか、過去の火災情報など最新のデータを反映して利用することが望ましい。

3 その他

(1) 計画

ア. 空中消火を含む林野火災対策については、地域防災計画のなかで定めるものとする。

イ. 消防計画については、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）によるほか、空中消火を含めた林野火災対策について具体的に計画を定めるものとする。

(2) 報告

火災・災害等即報要領（平成15年3月31日付け消防災第79号、消防情第57号消防庁長官改正通知）に基づき、報告するものとする。